

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。第2号から第5号議案、第12号議案に反対する立場から討論します。

第2号議案は住民基本台帳の本人確認情報について、第3号議案はマイナンバーについて、知事および教育委員会等が生活保護事務や高等学校の奨学給付金支給事務等に利用するための条例一部改正です。どちらもプライバシーを侵害するおそれがあり利用拡大はやめるべきです。

第4号議案は、消費税10%への増税を前提にした地方税法改正に伴う県税条例等一部改正です。消費税増税に伴う地域間の税源の偏在性を是正するために、法人住民税率を引き上げ、その分、国税の地方法人税を引き上げ、地方交付税の原資とするというのですが、消費税10%への増税と、消費税を地方財政の主要財源に据えていくねらいと一体のもので、容認できません。消費税10%増税は延期ではなく、中止すべきであり、地方交付税の原資としては所得税・法人税の33.1%と定められている税率を引き上げることが本筋です。

第5号議案は、認定こども園等の職員の数について、朝夕の園児の少ない時間に勤務する職員は有資格者でなくても特例で認めるなどとするものです。333回通常会議では、保育所における同様の条例改正が議決され、日本共産党は反対しました。待機児をなくす対策をいうなら、保育の質の低下を招く施設や職員数の基準緩和ではなく、保育士や幼稚園教諭の賃上げなど待遇改善を支援し、施設と職員を増やすことこそ抜本対策です。

最後に第12号議案、エコシティ宇都宮の補助金返還問題について述べます。知事は、「最大の問題は国のあやまった法解釈による県への返還命令にある」と答弁しておられますが、一番の問題は、法的根拠がないのに、県が県費を投じて国に返還したことなのではありませんか。このことを含め、エコシティ宇都宮に関する県のこれまでの対応が、適切だったとは到底思えません。宇都宮市は返還義務の根拠に疑問を呈し、返還を拒否しました。その時点で法的根拠を確認すべきで、敗訴するまで判らなかつたら、それ自体が大失態ではありませんか。この点で県の反省の弁が聞こえないのは不思議で仕方ありません。

国に返還を求めるのは当然としても、議案に反対するのは、その方法として裁判が現時点で最善の策なのか疑問を感じるからです。これまでの二つの裁判で、返還に至るまで何度も国、県、市は協議を繰り返してきたことがわかっており、司法の判断は不透明といわざるをえません。

裁判費用も問題です。宇都宮市との四年におよぶ訴訟費用は705万8,100円。これは返ってきません。また市民オンブズパーソンとの訴訟費用は一審だけで106万9,200円とのこと。国との裁判では裁判費用はいかほどになるでしょうか。すべて県民の税金です。

国との話し合いも手を打ち尽くしたとは思えませんし、県民に十分情報提供されていない、この段階での裁判に県民の理解が得られるとは思えません。

エコシティ宇都宮は、まともな操業もできずに破綻したことに加え、事業者が業務上横領罪および特別背任罪で県警に告発されており、この事業に税金をつぎこむことを認可した国・県・市に、県民の厳しい目が向けられています。このようなことを繰り返さないためにも、事のてんまつを全面的に調査し、県民に明らかにするのが行政としての責任だということを申し上げて、反対討論といたします。